

事業計画が変更されました

千葉県住宅供給公社から千葉県へ事業移管後、初めての事業計画の変更が認可され、公告いたしましたので経過報告いたします。

事業計画変更に伴う工事着手予定については前ページ図を参照ください。

【経過】

- ・平成24年9月28日、29日（住民説明会の開催：合計81名参加）
- ・平成24年10月12日～10月25日（事業計画書縦覧：合計14名縦覧、事業計画変更にかかる意見書提出：2通）
- ・平成24年12月26日（意見書の県都市計画審議会付議）
- ・平成25年1月16日（国土交通大臣へ事業計画変更認可申請）
- ・平成25年2月19日（国土交通大臣より事業計画変更認可取得、事業計画変更認可取得の旨公告(千葉県報掲載)

土地区画整理審議会（第17・18・19回）開催

「流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理審議会」を開催しました。

第17回【開催日】平成24年9月18日（火）【出席委員数】13名

【議題】仮換地指定について諮問し、異議のない旨の答申がされました。

第18回【開催日】平成25年1月29日（火）【出席委員数】14名

【議題】評価員の選任、仮換地指定について諮問し、異議のない旨の答申がされました。

第19回【開催日】平成25年7月18日（木）【出席委員数】13名

【議題】仮換地指定、保留地設定について諮問し、異議のない旨の答申がされました。

【新委員の就任】審議会議員（学識経験者）の土橋義則前委員の辞職に伴い、阿曾弘（あそひろし）委員が就任しました。

保留地販売状況について

平成24年度は、大規模保留地である70街区（位置は前ページ図を参照ください）の販売を行い、企画提案書審査・入札を経て、3月に契約完了をいたしました。

なお、引き渡し後は商業施設が立地する予定となっております。

問い合わせ先

土地区画整理事業について、ご不明な点等がありましたら、お気軽にご相談ください。

※ 第三者からの問い合わせについては、個人情報保護のため、権利者の委任状の提示をお願いします。

まちづくりだよりは、過去に発行された号も含めてインターネットでもご覧いただけます。（下記ホームページを参照ください。）

千葉県流山区画整理事務所 〒270-0163 流山市南流山一丁目13番地

（換地等に関すること）木地区換地課 ☎04-7150-4501

（補償等に関すること）管理移転課(木地区担当) ☎04-7150-4507

（工事等に関すること）木地区工務課 ☎04-7150-4503

ファクシミリ 04-7150-4506

E-mail nagareku@mz.pref.chiba.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/cs-nagare-k/index.html>

第11号

流山都市計画事業木地区
一体型特定土地区画整理事業

平成25年9月2日発行
発行/千葉県流山区画整理事務所
☎04(7150)4501

流山木地区 まちづくりだより



整備中の都市計画道路木南流山線とつくばエクスプレス線との交差点
平成25年8月撮影

～流山区画整理事務所から～

◆76条申請と住民登録について

土地区画整理事業地区内では、仮換地の使用収益開始後に土地利用が可能となりますが、事業を円滑に進めるため、建築行為等の制限があります。土地区画整理事業の施行の障害となる恐れがある、建築物の新築、改築、増築、または移動の容易でない物件の設置、堆積あるいは切土、盛土をする場合は、知事の許可（土地区画整合法第76条申請）が必要ですので「**行為許可申請書**」を提出してください。なお、申請に際しては事前にご相談くださるようお願い申し上げます。

また、**住民登録する際**は、市民課窓口で円滑に地番と街区画地番号が確認できるように申請者の底地番及び街区画地番号を記載した「**住民登録のお知らせ**」を土地区画整合法第76条の許可書発行の際に一緒にお渡ししていますので、**市民課窓口**に提出するようお願いいたします。

◆権利の変動届について

地区内の土地を売買・相続等により所有権を移転した場合は、土地登記簿謄本（写し）を添付して**権利変動届**を提出してください。また、借地権等の権利の変動や分合筆等が生じた場合にも届出をしてください。なお、届出用紙は、流山区画整理事務所に用意してあります。

千葉県